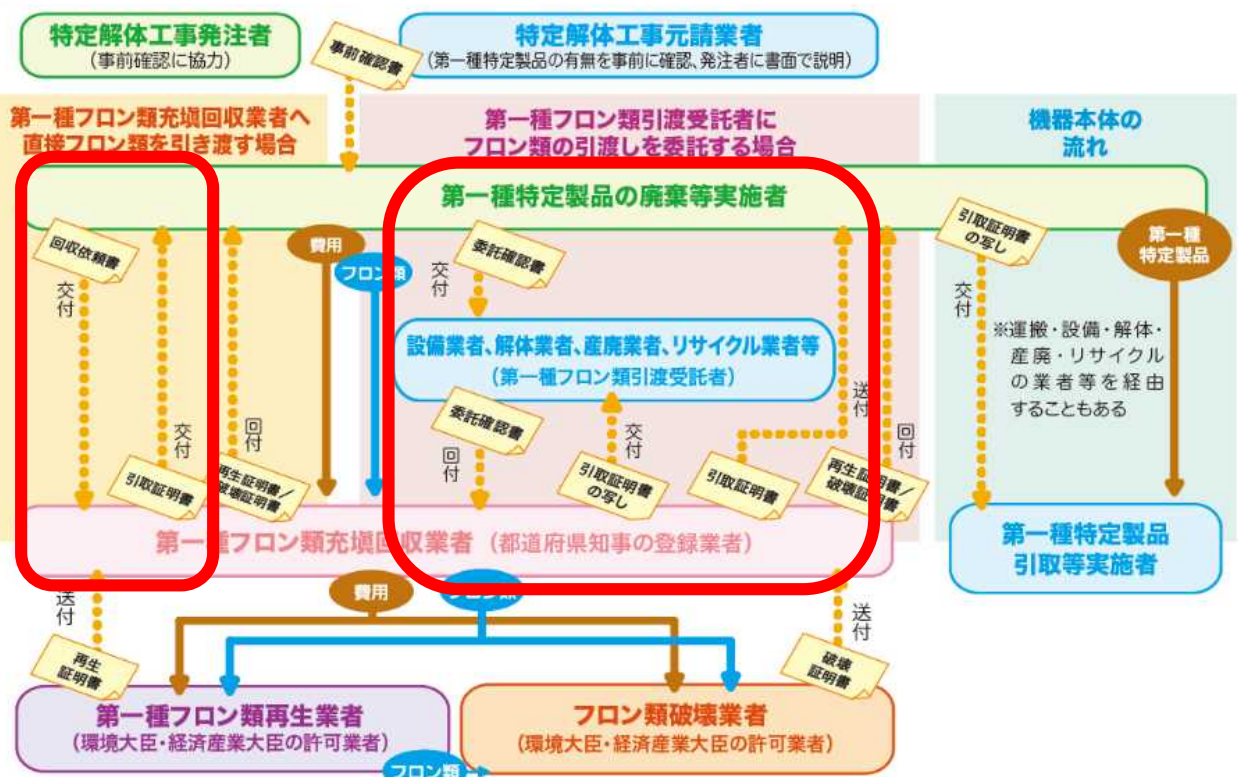


廃棄機器への対応のポイント

- 業務用冷凍空調機器を廃棄する人は、まず冷媒回収作業を充填回収業者等へと依頼し、作業実施の証明である「引取証明書」の写しを、廃棄機器を引き取る廃棄物・リサイクル業者等へと交付する必要があります。
※法律上、証明書がない場合は、廃棄物・リサイクル業者等は廃棄機器を引き取ることは禁止されています。
- なお、不法投棄や災害などのごく例外的な場合においては、充填回収業者が廃棄する機器に「フロン類が充填されていないことの確認」（回収作業と同様の作業）を行い、「確認証明書」を発行する場合がありますが、そのような場合は稀ですので、基本的には、機器廃棄時には回収依頼等を行ってください。
- 判断に迷う時は、充填回収業登録を行っている都道府県へとお問合せください。

(注) わかりやすさの観点からフロン排出抑制法の条文を言い換えた記述をしている場合があります。正確な法の対象・義務等については、法を確認してください。

廃棄時等



充填回収量報告の書き方のポイント

- 前述のとおり充填回収業者が「確認証明書」を発行する機会は非常に限定的です。従って、充填回収業者の皆様が都道府県知事に提出する充填回収量報告の「法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数」の欄は、発行した「確認証明書」に記載された台数の合計となり、不法投棄や災害等の特殊なケースを除き、“0”あるいは小さな値となります。
- 数値の記載について、改めて確認し、正確な充填回収量報告をお願いいたします。

様式第4（第53条関係）

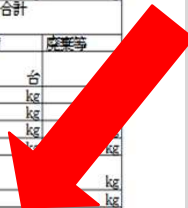
第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する通知書

経済産業大臣 殿
環境大臣 殿
年月日
都道府県知事

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第47条第4項の規定に基づき、次のとおり通知します。

報告様式2枚目

年度末に第一種フロン類充填回収業者が保管していたフロン類の量		kg	kg
HFC			
HFCが充填された第一種特定製品の台数	(1) エアコンディショナー	(2) 冷蔵機器及び冷凍機器	(3) 合計
	設置	設置以外	設置
HFCが回収された第一種特定製品の台数	(1) エアコンディショナー	(2) 冷蔵機器及び冷凍機器	(3) 合計
	整備	廃棄等	整備
年度当初に第一種フロン類充填回収業者が保管していたフロン類の量		kg	kg
第一種フロン類再生業者に引き渡された量		kg	kg
フロン類廃棄業者に引き渡された量		kg	kg
法第50条第1項ただし書の規定により第一種フロン類充填回収業者が再生し、充填されたフロン類の量		kg	kg
法第49条第1号に規定する者に引き渡された量		kg	kg
年度末に第一種フロン類充填回収業者が保管していたフロン類の量		kg	kg
法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数		台	台
		台	台



充填回収量報告の様式の2枚目、一番最後の欄が記入箇所です。記入する数値は、発行した「確認証明書」に記載された台数の合計（充填回収業者が機器にフロン類が充填されていないことを確認した機器台数）です。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 「充填した量」は、第一種特定製品から回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除いた量とすること。
- 第49条第2号に該当する報告があった場合においては、当該報告をした第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号並びに引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること。

参考資料

Q. 法第41条の「フロン類が充填されていないことの確認」はどのような場合に依頼すればよいのか？
機器の廃棄に際して、回収の依頼とどちらを選択すればよいのか？

A. 基本的には、回収依頼書又は委託確認書により、フロン類の回収を行ってください。

法第41条に基づく「フロン類が充填されていないことの確認」は、例えば、不法投棄から相当の年月が経過し風化が進んだ機器を地方公共団体等が大量に処理するなど、通常の回収依頼等によって処理を行うことが適切でない場合や、機器整備に際してフロン類を回収し、その後充填することなく機器を廃棄することとした場合など、フロン類が充填されていないことが明らかな場合といった、例外的なケースにおいて用いることを想定しています。

ただし、外形的にフロン類が充填されていないと思われても、確認を行った結果フロン類が回収されるといったことも十分に想定されるので、基本的には回収依頼等を行っていただくことが適切と考えられます。

Q. 法第41条の確認の作業を行ったところフロン類が回収された場合にはどのような取扱になるか？

A. 確認の依頼をした時点においては、フロン類は回収されないことを前提としており、フロン類が回収された場合において、当該回収されたフロン類の運搬及び再生業者又は破壊業者への引渡しまでを当初契約に含んでいるとは考え難いため、廃棄等実施者は改めて回収依頼書を交付し、回収を行った充填回収業者は引取証明書を交付する必要があります。

ただし、確認の依頼をした時点において、フロン類が回収された場合についての定めがされ、回収依頼書として必要な事項が記載されている書面が交付されている場合には、単に充填回収業者が引取証明書を交付することで足りると考えられます。